

## 重度心身障害者医療費支給制度の改正のお知らせ

この制度は、身体障害の1～3級の人、知的障害の㊤・A・Bの人又は65～74歳で高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）による障害認定を受けた人が、手続きをすることで医療保険の一部負担分が支給される制度です。来年、次のような改正がありますのでお知らせします。

### 平成27年1月1日からの改正

■65歳以上になって新規に手帳を取得した人は、この制度の対象外となります

なお、今まで受給していた人及び65歳未満で受給資格を取得した人は引き続き対象となります。

■65歳未満で精神障害の1級の人も対象になります

今まで対象になっていなかった精神障害保健福祉手帳1級を所持している人も、この制度で医療費の支給を受けられます。ただし、精神科へ入院中の医療費は対象外です。

※医療費の支給を受けるには申請手続きが必要です。詳しくは下記へお問い合わせください。

### 平成27年4月1日からの改正

■病院等の窓口での支払い方法が変わります

今までは自己負担分を還付する方法でしたが、窓口払いをなくし、手続きを簡略化した「現物給付」を児玉郡市内の医療機関で実施します。ただし、高額療養費の合算対象となる（自己負担額が21,000円を超える）場合などは、今までと同じく還付される方法になります。

■子ども以外の入院時食費の支給がなくなります

病院に入院したときの食事療養標準負担額等の自己負担分（入院時食費）の支給はなくなります。ただし、中学卒業（15歳になった後の3月31日）までの子どもの場合、支給を受けられます。

★障害福祉課 ☎1125、市民福祉課 ☎1333

### 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の実施について

さいたま地方法務局と埼玉県人権擁護委員連合会は、夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、多くの人に相談していただけるように、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を設定し、専用相談電話による相談を受け付けます。

日程 11月17日(月)～23日(祝)

時間 午前8時30分から午後7時まで（22日(土)及び23日(祝)は午前10時から午後5時まで）

相談電話 ☎0570-070-810

相談担当者 法務局職員、人権擁護委員  
※秘密は厳守します。

★さいたま地方法務局人権擁護課 ☎048-859-3507



### 人権擁護委員に委嘱された6氏を紹介しします

9月30日に任期満了となった人権擁護委員について、新井行雄氏、門倉英幸氏、今井菊雄氏、桂田晴美氏が再任として、退任された新井民藏氏に代わり根岸敬明氏が、山口明氏に代わり福島慎治氏が新任として、10月1日付で法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。



門倉 英幸氏  
(四方田)



新井 行雄氏  
(西富田)



福島 慎治氏  
(児玉町金屋)



根岸 敬明氏  
(児玉町小平)



桂田 晴美氏  
(栗崎)



今井 菊雄氏  
(児玉町元田)

### 医師講演会を開催

血糖が体に及ぼす影響や、食事・運動の効果について、医師が解説します。ぜひご参加ください。

テーマ 「血糖値、なぜ高くなる？」今からできる糖尿病予防法」

日時 12月4日(休) 午後1時30分～3時

受付 午後1時～

会場 中央公民館

講師 久保 淳 氏 (医師)

対象 市内在住者

定員 50人(先着順)

費用 無料

申込 11月17日(月)から電話又は直接左記へ

★本庄市保健センター ☎242003

## 減圧弁修繕工事に伴う濁水発生のお知らせ

児玉町上真下地内において、減圧弁修繕工事を実施します。この作業に伴い、左図の地域で濁水が発生することが予想されます。

作業時間は夜間から明け方を予定しています。濁水発生予想範囲区域内にお住まいの人は、なるべく作業開始時間までに水道水の使用を済ませてください。

**作業日時** 12月4日(木)午後10時頃から5日(金)午前3時頃まで



● 作業箇所 (児玉町上真下57-4)

■ 濁水発生予想範囲

(※あくまでも予想範囲のため、予想範囲外の地域で濁水が発生する可能性もありますのでご注意ください。)

**濁水発生予想時間** 12月4日(木)午後10時頃から5日(金)午前5時頃まで

※作業時間内に水道水を使用する場合は、濁り水等が発生してはいないか蛇口で一度確認をお願いします。また、濁り水に備え、水道水のくみ置きなどの対応もお願いします。なお、大量の水道水を使用する予定がある場合は、あらかじめ左記へご相談ください。

★水道課 ☎21151

## 「広報ほんじょう」に広告を掲載しませんか

毎月3回、500部発行の広報ほんじょうに広告を掲載しませんか。

**広告媒体** 広報ほんじょう(毎月1日発行)

**募集期間** 11月26日(木)まで(必着)

### 広告の規格等

①掲載位置 「くらしの情報すてーしょん」のページの最下段

②募集枠数 1枠

③枠の大きさ (1枠当たり) おおむね縦52mm×横86mm

④刷色 単色(黒)

⑤広告料 (1枠当たり)

3号分につき30,000円

⑥掲載期間 平成27年1月(3月号)(3号分)

**申込** 次の書類を郵送又は直接秘書広報課広報広聴係(市役所3階)へ提出

①有料広告掲載申込書(秘書広報課で配布又は市ホームページからダウンロードしたもの)

②広告の原稿(電子データ)

③業務内容などがわかる書類(パンフレット等)

④市町村民税の納税証明書(申込者が市外の場合)

**郵送先** 〒360718501 本庄市本庄3-5-3 本庄市役所秘書広報課

**注意事項**

・内容によっては掲載できない場合があります。

・応募多数の場合は抽選等により掲載を決定します。

※詳しくは、「本庄市有料広告事業取扱要綱」及び「広報ほんじょう広告掲載基準」をご覧ください。

秘書広報課 ☎1155

★秘書広報課 ☎1155

ます。

★秘書広報課 ☎1155

## 平成26年度本庄市人権教育研究会を開催

今年度の本庄市人権教育研究会は、医師・作家として活躍されている、鎌田實さんをお迎えして講演会を開催します。

みなさんのご来場をお待ちしています。

**日時** 11月22日(土)

開場 午後1時

開演 午後1時30分～3時10分

**会場** 市民文化会館

※お車の乗り合わせや徒歩などのご来場にご協力をお願いします。

**講師** 鎌田 實 氏

**テーマ** 『「がんばらない」けど「あきらめない」の命を支えるということ』

**入場料** 無料

※手話通訳があります。未就学児の入場はできません。

★市民活動推進課 ☎1111

8

